

**◆改善事例 屋内スポーツ施設に対する申入れ**

事業者名：スラックラインパークガンバデ こと 古賀啓太

事業内容：屋内スポーツ施設

申入対象：ホームページ上の「施設利用ルール」の是正

申入開始日：2022（令和4）年3月1日

申入終了日：2022（令和4）年11月22日

対象条項と申入れ根拠条文（消費者契約法につき「法」という。）：

- 1 ホームページ上の「施設利用ルール」の是正 ←法8条1項1号，3号

	Cネット東海の主な申入れ内容	回答（結果）
1	<p>◆ 従前の「施設利用ルール」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内での紛失及び盗難に関しては、<u>当施設では一切責任を負いませんので、とくに貴重品などは自己管理にてしっかり保管下さい。</u></li> <li>・駐車場での事故や盗難には<u>当施設では一切責任を負いません。</u>自己での処理をお願いします。</li> <li>・スラックライン、ボルダリング、トランポリンは重大な危険（死亡ないし重大な障害）を内包したスポーツです。当施設内は安全に万全を期していますが、100%確保できているものではありません。また、小学生及び未就学児のご利用は保護者の責任において、お子様の安全の確保をお願いします。<u>当施設内で生じたケガ、障害については当店は一切責任を負えません</u>のでご了承ください。</li> </ul> <p>◆申入れ内容 法8条1項1号及び同項3号に適合するように、改訂して下さい。</p> <p>◆申入れ理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条項の記載は、事業者に帰責事由がある場合にも全て免責させるもので、法8条1項1号に違反している。</li> <li>・条項の記載は、事業者に過失や、設置・保存上の瑕疵がある場合でも、全て免責させるもので、法8条1項3号に違反している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下に変更され、左記下線部の免責文言が削除された。</li> <li>・お客様の持ち物に関しまして、荷物置き棚が接地してありますのでご利用ください。また自身の持ち物は自己管理にてしっかり保管下さい。</li> <li>・駐車場での事故や盗難は、自己での処理をお願いします。</li> <li>・スラックライン、ボルダリング、トランポリンは重大な危険（死亡ないし重大な障害）を内包したスポーツです。当施設内は安全に万全を期していますが、100%確保できているものではありません。また、小学生及び未就学児のご利用は保護者の責任において、お子様の安全の確保をお願いします。</li> </ul>